

日本聖公会正義と平和委員会 憲法プロジェクト

いのちをみつめる祈りの集い

第8回 キリスト者の私が平和憲法にこだわる理由(わけ)

教会の戦争協力への反省から

2023年9月11日

井田 泉

日本国憲法前文から

「日本国民は（We, the Japanese people）、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、**政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。**」

1946公布、1947施行

1910 韓国併合
1919 3.1 独立運動
1945 日本敗戦、朝鮮（韓国）解放

日韓聖公会交流の中で知らされたこと

洪曼姫アガタさん（元 大韓聖公会全国オモニ連合会会長）の証言

「父 洪淳福（ホン・スンボク）ヨハネは1919年ソウル京城高等普通学校（現在の京畿高等学校）3年生でした。その時父は聖公会ソウル大聖堂に通う学生であり、聖公会の構内にある聖母館寄宿舎の寮生でした。父は起訴期間である6か月を合わせ**1年間の獄中生活の苦しみ**を経験することになったのです。父は当時のことを次のように記述しています。」

私は市街示威行進を終えた後、貞洞の聖堂に帰り、30余名の寄宿舎生を集めて大韓独立のために祈りを捧げ、その礼拝を導いた。……再び3月5日には……また独立万歳を叫びながら市街示威行進を継続した。この日私は日本の警察に連行され、本町警察署に拘禁された。数日後そこから西大門刑務所に送られて、6か月間は予審の下に置かれ、後に判決を受けて6か月の懲役宣告を受けた。

戦争の惨禍・加害の事実

一つの例「**間島出兵・虐殺事件**」1920

独立運動に対する報復。

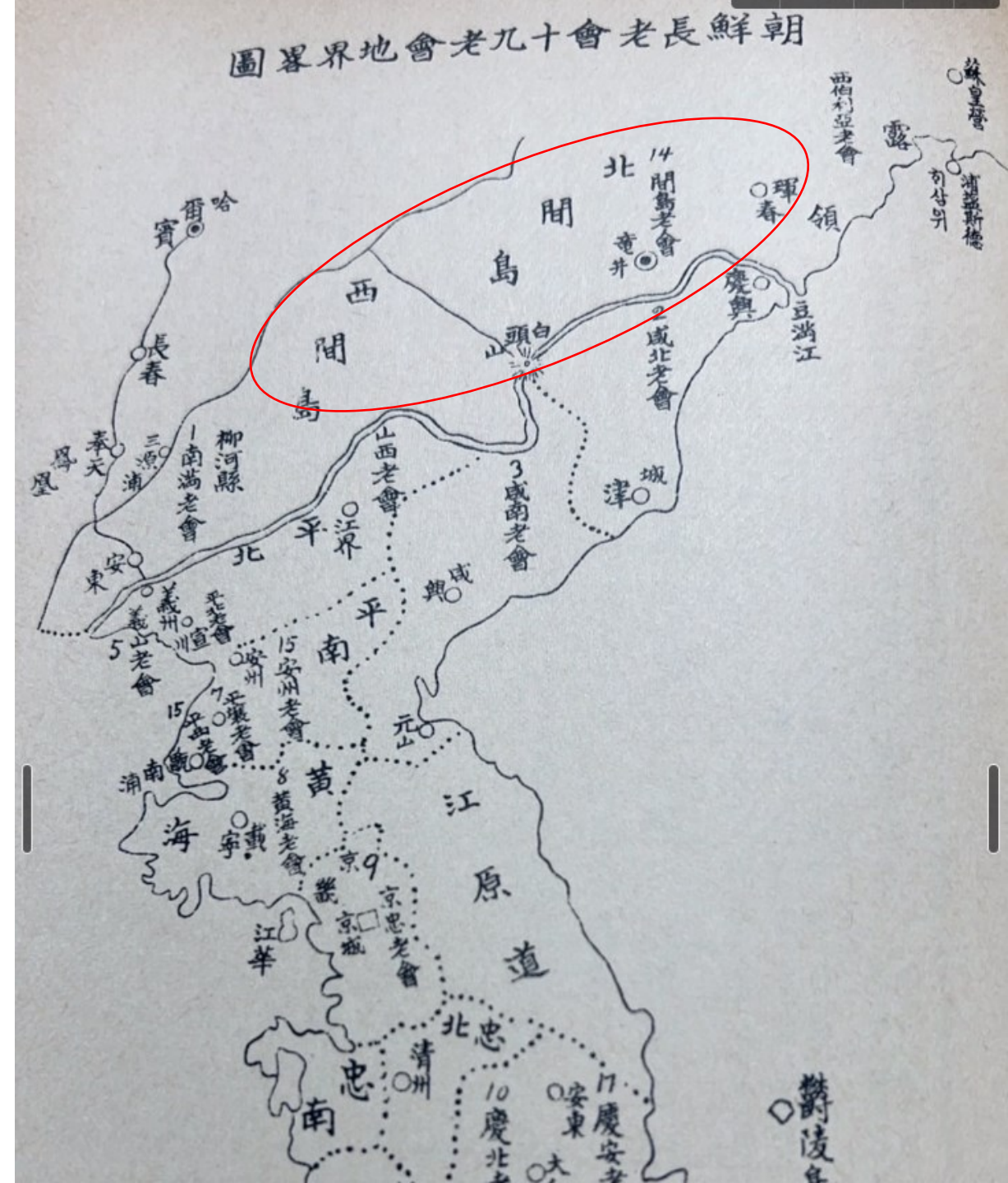
日本軍2万による村落焼き打ち攻撃。

死者3000余、焼失家屋2500余、

焼却学校約30、焼却教会10、強姦76

(朴殷植『韓国独立運動の血史』

1920.10.5～11.23における被害状況)



S.H.マーチン宣教師（龍井村 カナダ長老派宣教師所属 済昌病院長）は、獐巖洞での事件について次のように報告（1920.11.31）

「明け方、武装した日本歩兵の一隊はキリスト教の村を包囲し、麦藁を高く積んだものに放火。村民一同に屋外に出るように命じた。村民が出て来るや、父と言わず子と言わず目に触れるごとにこれを射撃し、半死状態で倒れたところに乾草類を覆い被せ、たちまち識別できないほどに焼いた。この間母も妻もまた子女も、村内成年男子全部の処刑を強制的に目撃させられた。」



獐巖洞惨案遺址

노루바위골

現在、中国・延辺朝鮮族自治州龍井市東盛湧郷東明村

朝鮮イエス教長老会總會第10回會錄
(1921.9)

咸北老會報告「特別事件」の中に

「昨年の討伐当時、間島区域内の信徒の殺害された者、礼拝堂、小、中学校教室および信徒の家屋が焼かれたことは、いちいち記録することが困難である。」

四、특별사건
1 청전교회 목사 강두송 집사 박응선 량시는 산동 리양현 선교사 주된 건축연보한사
건으로 각기 五十圓씩 별금에 처하였스오며
2 경원읍의 전도인 리과범 오순조 량시는 그곳에 레비당을 건축하기 위하야 타처 교
회에 연보청구한사로 각기 二十圓씩 별금에 처한사가 있스오며
3 작년도 별당시에 간도 구역의 교인의 살해당한자와 레비당과 쇼, 중, 학교 교실금
교인의 가옥 총화(衝火) 당한일은 하나히 기록한기난스오며
4 도별에 화회를 당한야의 복업고량식업시 열동설한에도 로에 호읍하는 동포의 신
자 불신자를 물론하고 시심명을 구제하기 위하야 룡정국조가와 그의 각 교회에
서 전곡을여간수합하야 시요구를 면케하였스오나 목하 열영은 임기가 변함

日本聖公会の戦争・植民地支配協力

(1) 支那事変特別祈願式 1937 (日中戦争)

国民精神総動員日本聖公会中央委員会にて作成
全国の教会に配布

(嘆願)

願くは陸海軍の帷幄 (いあく) に参与する者を導き、その善き目的を遂げさせ給はんことを

願くは陸海軍の将校・兵士をつよめ、義勇奉公の任務を全うせしめ給はんことを

「『国民精神総動員』ノ趣旨併セテ非常時信徒ノ本分ニツキ説教ヲナス」

北支事變以來、教區・地方部ハ臨時制定ノ特禱ヲ用ヒ來リ
タルガ今回「國民精神總動員」ノ政府宣明アリ、且十月十
三日至十九日ヲ殊ニ「國民精神總動員」週トシテ發令サレ
タルニ就キテハ、我ガ日本聖公會ノ諸教會ハ能ク其意ヲ體
シ該週間中適當ノ日ヲ選ビ本式文ニ據リテ特別禮拜式ヲ執
行スベシ

昭和十二年十月二日

日本聖公會教務院

日本精神發揚週間に於ける

紀元節大禮拜と聯合大祈禱會

本年の紀元節大禮拜は國を擧げて嚴守せんとす
る日本精神發揚週間の主旨を戴し、從來の如く
日本聖公會組織成立を記念し且つ現下の時局の
諸情勢の爲に祈願するものなり。

敬役者並に信徒一同の參列を望む。
時日 昭和十四年二月十一日午前十時
場所 芝區榮町八番地 聖安得烈聖堂
昭和十四年一月 監督 松井米太郎

東京教區各教會合同

紀元節大禮拜

司式者 松井 監督 使徒新 彼前二〇一―一十七
式長 大藤 長老 福音書 約十七〇―十七―廿三
副司式 四村 長老 前平
讀書者 須貝 長老 三、聖歌 三九〇
讃歌者 多川 長老 四、聖歌 三六一
山 長老 五、聖歌 三六一

- 一、入堂聖歌 日本
成立記念日聖歌(イ)
- 二、聖餐式初部
- 特 備
- (イ)紀元節祈禱
- (ロ)日本聖公會組
特備(五五九頁)
- (ハ)大齋前第三主

東亞永遠の平和を目指して今や國力の總てが動
員されつゝあるの時我邦建國紀元の佳節を迎へ
吾等基督者は信仰の本義に基づき傳道報國の職
分を完ふせんことを期し左記プログラムに従ひ
大祈禱會を開催せんとす
同信の士相携へて會合熱誠を神に獻げられんこ
とを待つ

紀元節聯合大祈禱會

時日 昭和十四年二月十一日(土)午後七時―九時
會場 本郷區本町二ノ二三 本郷中央會堂
(市電本郷區役所前或は本郷三丁目下車)
司會者 本郷中央會堂牧師 武 藤
聖書朗讀 角野日本基督教會牧師 松 原 英 一
開會祈禱 栗川聖教主義會牧師 内 田 茂 二

(2) 紀元節大禮拜 1939.2.11

紀元節祈禱

「天地の主なる神よ。主は往古より万国を治召し、その
盛衰をつかさどり、稜威と栄光とを顕し給へり。殊に我
国を恵み、建国の偉業を成就せしめ、今日に到らせ給へ
ることを感謝し奉る。今この佳節に方り、皇祖ⁱ皇宗ⁱⁱの威
徳を懐ひ、宝祚の長久・国運の隆昌を祈り奉る。願くは
国民挙りて責任の重きを感じ、祖先の忠誠を顧み、献身
犠牲の精神に活き、只管国威の發揚と共に、全世界の平
和と・万民の幸福とに尽すことを得させ給へ。これらの
祈願を讚め称ふべき救主イエス・キリストの御名に頼り
て獻げ奉る。アアメン」←

一、朝の禱

着座シ宮城ヲ遙拜シ靜カニ左ノ祈ヲナスベシ

父と子と聖靈の名によりて

アマメン

天に在す我らの父よ……

全能の神・天の父よ。我らを皇國の民として生を享けしめ、また御子イエス・キリストの救に與からしめ、主と皇國のため此日を迎ふることを感謝し奉つる。主は常に正しき者を恵みたまふ。願くは國際の正義のため、皇國を祝し、全勝を以て大東亞戰爭の目的を完遂することを得させ給へ。願くは戦線にある海陸空軍の將兵を護り、其武運をして長久ならしめ給へ。また國內の百僚有司、忠實にその任務を盡し、實業、勞務其他の業に携はる者、みな職域奉公を全うすることを得させ給へ。天の父よ。われらを照覽し、常に主と偕にあることを學び、主の與へ給ふものに活き、困苦に耐へ、人を妬まず、反つて愛と同情を以て人と交はり、勤勞を惜まず、職分をつくし、聖公會のうちに在りて榮を主に歸することを得させ給へ。御子イエス・キリストに頼りて冀がひ奉つる

アマメン

(3) 戦時下聖公会家庭朝夕の禱

教会の戦争協力

- ・ 国家から強制された面
- ・ みずから進んで行った面

両方がある。

「クリスチャンこそは唯一無二の忠良なる帝国臣民であって、またキリストに依らねば優良なる帝国臣民となり得ないと云ふ確信に燃えなければならぬ」 広岡蘆風氏

基督教週報19391.13「年頭の辞」

戦争責任の告白へとわたしを促した聖書の言葉

1 詩編

御手は昼も夜もわたしの上に重く

わたしの力は／夏の日照りにあって衰え果てました。

わたしは言いました／「主にわたしの背きを告白しよう」と。 32:4-5

2 エゼキエル書

左脇を下にして横たわり、イスラエルの家の罪を負いなさい。 4:4-5

わたしは彼らに一つの心を与え、彼らの中に新しい霊を授ける。 11:19

その所で、お前たちは自分の歩んだ道、自分を汚したすべての行いを思い起こし、自分の行ったあらゆる悪のゆえに自分を嫌悪するようになる。……わたしが働きかけるとき、イスラエルの家よ、お前たちはわたしが主であることを知るようになる。 20:43

3 バルク書

回心して、今度は十倍の熱心さで神を求めなさい。 4:28

「罪責の告白とは、キリストが教会の中に突入してこられることである」

D. ボンヘッフアー

子どもたちに「信頼できる教会」を（過ちをざんげし、悔い改めた教会を）残したい。

戦争責任の宣言までの流れ

- 1983 日本聖公会総会 祈祷書における「天皇のための祈り」等を削除する議案 否決
- 1984 第1回日韓聖公会宣教セミナー（ソウル）
- 1985 日韓協働委員会発足 第2回日韓宣教セミナー（大阪）
- 1986 日本聖公会総会「天皇のための祈り」等を削除する議案 可決
- 1988 冊子『天皇の代替りにそなえて』発行（1989 天皇代替わり）
- 1993 第3回社会正義に関わる委員会合同協議会
冊子『主よ、御もとに立ち帰らせてください I（私たちの歴史と福音理解）』発行
- 1994 第4回社会正義に関わる委員会合同協議会
冊子『主よ、御もとに立ち帰らせてください II（罪責問題を中心に）』発行
- 1995 ‘95日本聖公会宣教協議会
- 1996 日本聖公会第49（定期）総会「日本聖公会の戦争責任に関する宣言」決議

日本聖公会 '95宣教協議会共同ざんげ

1995 日本聖公会宣教協議会

1) 司式者 私たち(日本聖公会宣教協議会参加者)は、日本聖公会が祈祷書の中に「天皇のための祈り」を記載し、公の礼拝の中で長年にわたりこれを用いてきたことの誤りを心に刻みます。

会衆 「わたしはあなたの神、主であって、あなたはわたしのほかに何ものをも神としてはならない」という戒めにそむいたこの罪を、主よお赦してください。

2) 司式者 私たちは、日本聖公会が「支那事変特別祈願式」「大東亜戦争特別祈祷」「紀元節祈祷」などを用いて公に礼拝し、アジア太平洋地域の人々の命を奪う戦争に加担したことを心に刻みます。

会衆 「あなたは殺してはならない」という戒めにそむいたこの罪を、主よお赦してください。

3) 司式者 私たちは、日本聖公会が戦後50年の長きにわたり、日本の侵略戦争によって血を流したすべての人々、ことにアジア太平洋地域の人々に対して、国家と教会の責任を明らかにせず、自らの経済的利益と繁栄にとらわれて隣人である人々をむさぼり続けてきた罪を心に刻みます。

会衆 「あなたはむさぼってはならない」という戒めにそむいたこの罪を、主よお赦してください。

1984 第1回日韓聖公会
宣教セミナー

1995 日本聖公会宣教協議会

1996 日本聖公会総会
「戦争責任に関する宣言」

○これに至るまでに
10数年の取り組み

4) 司式者 私たちは、日本聖公会が日本社会の中において差別を受けている人々、女性、障害者、在日韓国朝鮮人をはじめとする外国人、被差別部落の人々、アイヌの人々、沖縄の人々の痛みや叫びを聴かず、共に歩んで来なかったこと、また教会の中においても気づくべき多くの差別があるにもかかわらず、それに気づかず、知ることなく無視し、人々に今でも苦しみを与え続けていることを心に刻みます。

会衆 「自分を愛するようにあなたの隣り人を愛せよ」という戒めにそむいたこの罪を、主よお赦してください。

一同 正義を行うために召されていることを、理解せずわたしたちは歩んできました。どうかこの現実から立ち上がり、つくりかえられ二度と誤った、祈りをすることなく新たにあなたの道を歩むことができますように。主イエスキリストのみ名によってお願いいたします。 アーメン

司式者 もし、あなたが真実と公平と正義をもって、「主は生きておられる」と誓うなら、諸国の民は、あなたを通して祝福を受ける。 (エレミヤ書4:2)

1996 年第 49（定期）総会 決議第 34 号 日本聖公会の戦争責任に関する宣言を決議する件
日本聖公会の戦争責任に関する下記の宣言を決議する。

日本聖公会の戦争責任に関する宣言

1) 日本聖公会は、戦後 50 年を経た今、戦前、戦中に日本国家による植民地支配と侵略戦争を支持・黙認した責任を認め、その罪を告白します。

1945 年、日本聖公会は日本によるアジア太平洋諸地域に対する侵略と植民地支配の終焉という歴史的転機に立ちました。その年の臨時総会告示で、佐々木鎮次主教は戦時下の教会の反省を述べ、「国策への迎合」「教会の使命の忘却」を指摘しました。このとき、総会も主教会も教区も各個教会も預言者的働きをなしえなかったことを深く反省し、日本が侵略・支配した隣人へ心から謝罪し、真実に和解の関係を公会として求めるべきでありました。

日本聖公会は、設立以来、福音に反する天皇制国家の国体思想や軍国主義に対し、妥協をつづけ、強く抵抗し拒むことができませんでした。日本聖公会が英国、米国、カナダなどの聖公会と繋がりを持つゆえに、官憲の圧迫を受け、信仰の戦いを経験した牧師、信徒もいましたが、その苦汁の経験にもかかわらず、わたしたちの教会は、抑圧され苦しむ人々と共に立つ姿勢を持ちえませんでした。また、国際的な交わりを持つ教会であるにもかかわらず、侵略戦争による加害者としての国家の姿に目を開くことができませんでした。むしろ「支那事変特別祈願式」「大東亜戦争特別祈祷」などを用い、他民族支配や戦争協力をキリスト教の名において肯定し、教勢の拡張や体制の維持のみをめざす閉ざされた教会にとどまり、主の福音が示す「地の塩」としての役割を果たすことができませんでした。

2) 日本聖公会は、敗戦後、すみやかにこの過ちを認めなかったこと、また戦後の 50 年も自らの責任を自覚せず、和解と補償のため積極的に働くことなく今日にいたったことを、神の前に告白し、アジア・太平洋の人々に謝罪します。

戦後、日本聖公会は 1947 年第 22 総会において、1938 年版の祈祷書をそのまま正本として採用しました。その祈祷書には、天皇の支配を神の御旨とみなす「天皇のため」「紀元節祈祷」などの祈祷文がありました。さらに 1959 年祈祷書改正まで、公会問答において「隣に対してなすべきこと如何」の答えとして「…天皇陛下とその有司（つかさ）に従い…」と教え、聖餐式の中では「すべて主権を持つもの殊にわが今上天皇を祝し」と司祭が祈りました。このように戦後もなお、戦争責任においてもっとも問われるべき天皇やその国家体制を肯定する祈祷書を用い続け、自らの姿勢を自覚的に正すことを怠ってきました。

皇国臣民化政策の結果、引き起こされた沖縄戦の住民虐殺や強制集団自決、さらに戦後における米軍基地の脅威などの沖縄の経験は、沖縄教区を通して語られつづけ、1972 年の日本聖公会への移管に向けて「歴史と現状を理解してほしい」との沖縄教区からの問いかけがありました。しかし、その後も日本聖公会として応答することを怠ってきたことを、反省しなければなりません。

3) 日本聖公会は、差別体質を戦後も克服できないでいることを告白します。神の民として正義を行うことへと召されていることを自覚し、平和の器として、世界の分裂と痛み、叫びと苦しみの声を聴き取ることのできる教会へと変えられることを祈り求めます。

以上わたしたちの悔い改めの徴として次のことをすすめていきます。

- (1) 日本聖公会の戦争責任の告白を全教会が共有すること。
- (2) 日本が侵略した諸国の教会に対し、日本聖公会としての謝罪の意志を伝えること。
- (3) 歴史的事実の認識と福音理解を問い直し深めるための取組みを、各教区・教会の中で継続してすすめること。

日本国憲法前文

「日本国民は……**政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。**」

- ・ 教会の信仰が歪められ、戦争のために祈る教会になったことも「戦争の惨禍」 (いたましいわざわい)
- ・ 教会の戦争協力を反省し悔い改めの道を歩み、憲法前文に込められた決意を新たにし、政府の進める大規模軍備拡張に反対し、軍事力によらない平和の実現を追求しよう。